

平成20年第2回上里町議会定例会会議録第4号

平成20年3月19日(水曜日)

本日の会議に付した事件

日程第 39 特別委員長報告について

日程第 40 (町長提出議案第41号)工事請負契約の締結について

日程第 41 (町長提出諮問第1号)人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 42 (町長提出諮問第2号)人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 43 (町長提出諮問第3号)人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 44 (町長提出諮問第4号)人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 45 (町長提出諮問第5号)人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員（12人）

1番	高橋正行君	2番	斉藤邦明君
3番	納谷克俊君	4番	中島美晴君
5番	荒井肇君	6番	新井實君
8番	高橋仁君	9番	伊藤裕君
10番	根岸晃君	11番	桜井彪君
13番	桜井正君	14番	小暮敏美君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	山下精治君
教育長	山下武彦君	総務課長	植原育雄君
総合政策課長	高野正道君	下水課長	岩田貞祐君
人権共生課長	飯塚邦男君		

事務局職員出席者

事務局長	柴崎久男	次長	木村隆之
------	------	----	------

開 議

午前9時8分開議

議長（小暮敏美君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程の追加について

議長（小暮敏美君） お諮りいたします。

ただいま、町長から町長提出議案第41号 工事請負契約の締結についての件、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件及び諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件の以上6件が提出されました。

この際、これらの6件を日程に追加し、議題とすることにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、これらの6件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第39 特別委員会委員長報告について

議長（小暮敏美君） 日程第39、特別委員会委員長報告についての件を議題といたします。

これより県営上里西部土地改良事業等調査研究特別委員会委員長より、現在までの調査・研究経過報告を求めます。

県営上里西部土地改良事業等調査研究特別委員会委員長、高橋仁議員。

県営上里西部土地改良事業等調査研究特別委員会委員長（高橋 仁君） おはようございます。

それでは、県営上里西部土地改良事業等調査研究特別委員会の高橋仁であります。委員長報告をただいまさせていただきます。

閉会中に取り組んでまいりました当委員会の設立の趣旨を踏まえ、町とともに県営ほ場整備事業（担い手育成型）上里西部地区及び上里サービスエリア周辺地区整備事業の推進を図っていくことを確認しつつ、12月13日の定例議会に報告した以降の県営上里西部土地改良事業等調査研究特別委員会の経過を報告いたします。

特別委員会は、昨年12月25日（火）に開催し、県営ほ場整備事業上里西部地区及び上里サービスエリア周辺地区整備事業の推進状況について、慎重に協議を重ねてまいりました。

最初に、県営上里西部土地改良事業等調査研究特別委員会の協議内容につきまして御報告申し上げます。

第9回の特別委員会は12月25日（月）に開催し、関根町長、山下副町長の出席をいただき、関係課であります総合政策課長、課長補佐、係長の同席をいただき、説明を受けたところでございます。県営ほ場整備事業上里西部地区の推進に伴う都市綜研インベストバンクとの覚書を白紙に戻すための第8回特別委員会以後の進捗状況の説明を受け、特別委員会として協議を重ねてまいりました。

そして、12月25日には関根町長が、都市綜研インベストバンク代表取締役社長森村均あての覚書白紙撤回の内容証明郵便文書の文面を確認し、同日、大阪府にあります本店所在地と東京本社あての2カ所に内容証明郵便の送付を確認したところであります。そして、席上、関根町長から翌12月26日に本庄農林振興センターに出向き、都市綜研インベストバンクとの覚書白紙撤回の内容証明郵便の郵送に至った経緯を報告したい考えであることをお聞きしたわけであり

ます。そして、去る3月17日（月）には議会中にもかかわらず、関根町長、総合政策課長、係長の2名の関係職員の出席をいただき、昨年の解約通知文書送付後から今年3月までの間における埼玉県、本庄農林振興センターとの協議が開催された報告を受けて、特別委員会を開催し、慎重協議をしたところであります。報告事項は、次のとおりであります。

昨年の12月27日には県庁に関根農林部長をお訪ねし、その旨の報告をしたとのことでありました。今年に入り、1月17日には上里西部土地改良区の理事会の席上において、町長があいさつの中で報告をしたとのことでした。そして、2月10日午前、午後には土地改良区地権者に事業の進捗状況の説明をしたとの報告がありました。2月28日には、上里サービスエリア周辺地区整備事業の見直しに係る打ち合わせ会議が開催されたとのことでした。そして、本日3月19日の午後には、埼玉県北部地域創造センター本庄支所を初めとした県の出先関係機関の協力をいただき、新しい組織での打ち合わせ会が計画されているとの報告もあったわけであり

ます。委員会の中では、意見や要望もお聞きしたところであります。これらの意見を委員会として議会に要請し、町の活性化に協力していきたく考えております。

第10回の特別委員会のまとめといたしまして、上里サービスエリア周辺地区整備事業の基本計画が、平成13年3月の当初計画に戻りました。振り出しに戻った今、これからは、町と議会とともに研さんを積んでいきたく考えるところであります。一日も早く上里西部土地改良事業の完了を願うものであります。

今後も、当委員会の設立の趣旨を踏まえ、町と議会で、ともに県営ほ場整備事業上里西部地区及び上里サービスエリア周辺地区整備事業の推進を図っていくことを確認し、これからも、閉会中も取り組んでいく考えであることを、特別委員会全員で意思統一を確認したことをあわせ申し上げ、県営上里西部土地改良事業等調査研究特別委員会委員長の経過報告といたします。以上です。

議長（小暮敏美君） 以上で、特別委員会委員長の調査・研究経過報告を終わります。この際、特別委員会委員長の調査報告に対して質疑があれば、発言を許可いたします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。特別委員会委員長に申し上げます。今期定例会に調査・研究終了の報告がありませんので、引き続き調査・研究をお願いいたします。以上で特別委員会委員長報告を終了いたします。暫時休憩いたします。

午前9時16分休憩

午前9時20分再開

議長（小暮敏美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第40 町長提出議案第41号 工事請負契約の締結について

議長（小暮敏美君） 日程第40、町長提出議案第41号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長（山下精治君） 議案第41号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号及び上里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記 1 契約の目的、平成19年度上里町公共下水道事業污水管渠築造工事2工区。2 契約の金額、6,300万円。3 契約の相手、金子・木村特定建設工事共同企業体。代表構成員、埼玉県本庄市本庄1丁目1番7号、株式会社金子組、代表取締役金子弘。構成員、埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原26番地4、木村工業株式会社、代表取締役木村芳雄。4 契約の方法、一般競争入

札。

次のページでありますけれども、提案理由であります。

上里町公共下水道污水管渠築造工事2工区に伴い、本案を提出するものであります。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます次第であります。

〔以下、上程中の議案について 副町長 山下精治君補足説明〕

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

13番桜井正議員。

13番（桜井 正君） ちょっとお聞きしたいんですが、先般、契約変更の説明が全員協議会であったわけですが、その説明によりますと、当初計画していた3月18日までの工事については協議して終了するというので、今後は安全かつ確実な工法を検討していく必要があるということで協議を終えて、工事を中止したと思うんですが、今度の入札による工法は、どういう方法で安全かつ確実な工法をするのか、その点が1つ。

それから、前回協議で打ち切った既に工事済みの立坑、そして推進工事111メートル、これについては今度の入札契約の中でどういうふうな対処をされるのか。

それから、前回発注した中で途中で協議で打ち切ったわけですが、2,700万円ですか、支払ったと思うんですが、昨年の発注したのが幾らだったのか。3分の1ぐらい支払ったんじゃないかなと思うんですが、その昨年の発注額が幾らだったのか。今度の発注額は、こういう形で6,300万円という形で提案されているわけですが、それとの関係。

それから、前回の工法だとうまくいかなかったと、そういう形で打ち切ったわけなんですけれども、今度は安全かつ確実な方法というのは、前回とどういうふうに異なるのか、その辺の説明をお願いいたします。

議長（小暮敏美君） 副町長。

副町長（山下精治君） 技術的なことにつきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきますが、基本的に協議会のほうでもお話をさせていただいたわけですが、これは推進工法で実施するわけでございまして、できる限り調査をやっているわけですが、地層そのものは状況によって非常に、あの辺のところは昔は、大昔でございまして、河原であった部分が非常に多いわけでございまして、そういうことで、非常に地層的に変化があるということで、すべて調査を完全にし切るということは、非常に難しい部分があるということでございまして、できる限りの調査をやっているわけでございまして、土質調査ですが、その辺のところをひとつ御理解をいただきたいというふうに思うわけであ

ります。

それから、前回の工事につきましては既に議会議決をさせていただいて、議会の皆様方も御承知のとおりでございますけれども、前は真下・東和が受けまして、7,720万円で落札をされた、この経緯についてはもう既に御承知のとおりであるわけでありまして、それらの工事につきましては、前回申し上げましたとおり非常に土質が変化をされて、予想外の状況に至ってしまったということで、一度そこで区切りをつけるということでございまして、それから新たに来年度、その残りの部分については、また入札をして工事をしていくということになるわけでありまして、やはりそれは同じ工法ではなかなか難しいということがあるでしょうから、次の工法を見つけるということでしょうけれども、非常に工法そのものがそう多くある工法ではないようでありまして、しかしながら、今の工法じゃなく、違う工法でやるということになるだろうと思います。技術的なことについては担当課長のほうから説明させます。

議長（小暮敏美君） 下水道課長。

下水道課長（岩田貞祐君） どういった工法かということ、一つですが、これにつきましては、前回説明した1工区につきましては、推進工法の中でマイクロ工法ということでやっていったわけですが、今回、高耐荷力方式、泥土圧、圧送排土という形ですね。簡単に言いますと、圧力によって先の土を砕いて、それをこちらへ送ってそれで出していくという、そういった方法を採用していく予定でございます。これにつきましては、前回そういったことがありましたので、設計者コンサルタントに確認いたしまして、そういった誤送があってもこれは対応できるという、そういう回答を得ております。

そういったことで、そういった方法でも今回は大丈夫だということで採用いたしております。

議長（小暮敏美君） 13番桜井正議員。

13番（桜井 正君） わかりましたけれども、先ほどお聞きしました既に発注した業者が掘ってある立坑、それから111メートルの推進工事についてはどうするのか。

議長（小暮敏美君） 副町長。

副町長（山下精治君） 先ほど申し上げましたとおり、残りの部分については一度そこで打ち切りますので、来年度の工事であるということで御理解いただきたいと思います。

議長（小暮敏美君） 13番桜井正議員。

13番（桜井 正君） それはまた、じゃ、利用しないということなんですか。立坑は使うわけでしょう。既に立坑を掘ってありますよね。それは利用するんじゃないんですか。

議長（小暮敏美君） 副町長。

副町長（山下精治君） これは、今の工区のお話とは違う工区のお話ですけども、それは当然前の工区のことですけども、立坑はやりまして、それから今途中で中断をするわけです。

から、そののところにまた立坑を掘って、そこで1回機械を引き上げをして、それからまた次のところへ先に進む工事を行うということになるわけであります。そういうことで、それは多分、協議会の中でも御説明させていただいたことであるというふうに思いますけれども、そういう工法です。

議長（小暮敏美君） 3番納谷議員。

3番（納谷克俊君） 前回の工法がマイクロ工法ということで、そもそもマイクロ工法が100メートルを超える場合はなかなか難しいということもあって、今回は210.9メートルにもかかわらず立坑を1基ふやしたと。スパンを短くして、また違った工法を取り入れるということで、何とかこちらのほうは慎重に行っていただきまして、前回のことを繰り返しがないようにしていただきたいのですが、私の質問は、今回の予定価格が幾らで、落札率が何%だったのかということ、まず1点目にお伺いしたいと思います。

県のたしか下水道の幹線工事、利根川右岸等も含める中で、95%以上の落札率が多く見られて、談合の疑いがあるんじゃないかということで再入札をした結果、70%台まで落ちたという経緯もございますので、1点目、この落札率の件で聞きます。

続きまして、JVを組ませるという件についてお伺いいたします。基本的にこの下水道の推進工法というのは、基本的には推進屋さんというサブコンがほぼ工事を行うということで、JVにして児玉郡市内に本支店、営業所を置く会社、AランクからBランクが710点から999点の業者をJVとして組ませることに、技術向上の意味があるんでしょうか。一般競争入札という原理にちょっと反するのかなと思っています。

またもう1点、3点目なんですけれども、技術的な問題で前回第1工区でしたか、こちらで大変な思いをしたと思います。であるならば、今後このような推進工法、大きな工事を行うのであれば、限られた数種類の工法しかないということでありますが、技術提案型の一般競争入札にするということは考えられなかったのか。各社とも、この近県にも当然埼玉県内に本支店を置く会社にも、それぞれ得意な工法というのがあります。こちらで工法を指定しないで、そちらの会社の持っている機械を使った工法をすれば、まだまだ金額が落ちる部分もありますし、指定してしまうことによって金額がどうしても高くなってしまおうと。その工法を得意とするサブコンを使わなければならないということで、金額がどうしても高くなってしまおう。それによって当然、せっかく受けても業者さんが利益が上がらないという状況も発生すると思うんですけれども、その3点についてお伺いいたします。

議長（小暮敏美君） 副町長。

副町長（山下精治君） 細かい点については担当課長に説明させますが、今回、一般競争入札を行ったということでございますけれども、これは共同企業体、前回はそういうことでさせ

ていただいたわけでありまして、なおかつ、この近辺の本庄市の学校、本庄上里学校給食組合もそういうJV方式をとらせていただいたという、地域の経済の活性化ということの観点からも、そういう意味で取り上げてしていくべきだろうというふうに思うわけでありまして。

技術的なことで、それはもうないんじゃないかなんていうことでありますけれども、そういう機会を与えることによって、そういう人たちも勉強してくるし、またそういうことに対する理解も深めていくことだろうと思いますし、上里町の業者育成、また児玉郡市の全体の業者育成という意味からも、それはそれなりの意義があるというふうに思うわけでありまして、御理解いただきたいと思います。

それで、いま一つ、工法についてはその都度その都度設計業者と協議をしながら、適切な一番安い工法を選んで、その工法によって選ばせていただいたという経緯があるわけでありまして、推進工法そのものが特殊な工事でございます、先ほど言われましたとおり、やる業者さんが限られているというようなこともあるわけでありまして、埼玉県流域下水道計画の推進工法も、一般的に建設業者さんを通した中で請負契約を結ばれているという経緯があるわけでありまして。

以上です。

議長（小暮敏美君） 総務課長。

総務課長（植原育雄君） 御説明いたします。

落札比率につきましてでございますけれども、設計金額が6,570万円、落札価格が6,000万円ということで、91.32%でございます。

議長（小暮敏美君） 下水道課長。

下水道課長（岩田貞祐君） 3点目の件は、多分VA方式というので、業者から提案をしていただいて、そういった技術があればそれを採用していくという方式だと思っております、これについては県のほうでは採用しているようでございますけれども、上里町につきましては現在のところ、そういった方式は採用していないというのが現状だということでございます。そういったことで、今回の普通の一般競争入札になったということではないかと思っております。

議長（小暮敏美君） 3番納谷議員。

3番（納谷克俊君） 総務課長から御答弁いただきました落札比率というお話があったんですけども、それは設計価格に対してこの6,000万円が91.32%なのかなと思いますので、一般に落札率、予定価格に対する落札価格の比率だと思っておりますけれども、一般的に言われる落札率のほうを教えてくださいたいと思います。あと、予定価格が幾らなのか。これは多分、ネットで公表されているのか、されたのかわからないんですけども、予定価格から見た落札率という形も教えてくださいたいと思います。

それと、副町長のほうから御答弁いただきました地域経済の活性化、それから技術習得のためにということはわかるんですけども、やはり推進工法に余りこれは当てはまらないのかなという気が私はしているんですね。先ほど下水道課長、また副町長からもあったとおり、この推進工法はかなり土木工事の中でも特殊な工法だと思います。そうなってきますと、どうしてもほとんどの工事をサブコンが行って、管理をするのがいわゆるゼネコンの仕事なのかなということに、私は思っております。であるならば、給食センターとか町営住宅だとか児童館だとか、こういったものとかかなり趣旨が違うと思いますので、これはもう一回JVについては、下水道、しかも推進工法についてはJVというのは見直していくべきなのかなと思います。

むしろ、例えば今回の名前を挙げてしまうとあれなんですけれども、JVの構成員である木村工業さんは、これよりもっと大きい金額を実際1回元請でやっているんですよ。となると、これはJVにする必要はないと皆さん思いませんか。通常、常識で考えて、この金額よりも請負金額の大きい工事を以前同じ、推進工法の中でも工法は違うかもしれませんが、推進工法で1社で単独で、元請で受注して施工実績あります。だとするならば、この木村工業さんが今からこれでJVで技術を習得するとすると、前やったとき技術力どうだったのという話になってきてしまって、つじつまが合わないと思うんです。

であるならば、やはりこういったことはよく考えていただき、また国・県の流れが一般競争入札といっても、これがはっきりこの地域に合うか、この地域のこのぐらいの工事に合うかという実情もあると思うんですね。既に経審で1,000点に満たないかもしれない、こういう形で一般にしてしまうと入れないかもしれない会社が、もう既にこれより大きい工事を実際受注して実績も残している。ならば、時代に逆行するかもしれないけれども、町の実情から、地域経済の活性化から、技術の習得から、いろいろな面から考えると、これは指名でもいいんじゃないのかなと。冷静に一つずつ物事をつぶしていくと、皆さんそう思うと思うんですよ。

なので、そういうことから言うと、このJVの組ませ方の意義、理由というのが少し無理があるんじゃないのかと思いますので、もう1点、その点に答弁いただきたいということと、先ほど予定価格に対する落札率のほうを、それから予定価格のほうの御答弁をいただきたいと思っております。

議長（小暮敏美君） 副町長。

副町長（山下精治君） 現在、予定価格については一切公表してございませんので、御理解いただきたいと思っております。

それから、私が申し上げました技術的、経験的、実績的、それから技術取得ということで申し上げましたけれども、これは一般競争入札全体に対するそのことを申し上げたわけでございまして、一業者のことがどうあるということのお話じゃございません。これはあくまでも一般

競札の条件として付したということでございますので、それがどこがとるかということは一般競札の中のおのこの考え方であるということでございますので、ひとつその辺は御理解をいただきたいというふうに思うわけでありませう。

ただ、それからいま一つ、一般競札であるか指名競争入札であるかということでございませうけれども、これは今、流れとして一般競争入札をしるということが国・県の指導でございませう。そういう意味で、私のほうもできる限り3,000万円以上は、今まで5,000万円ぐらいだったんですけれども、3,000万円以上からしなければならぬのかなというようなこと、やり方はいろいろあると思ひますけれども、いずれにしてもそういう方向はこれからは避けられぬのかなというふうに思うことが、やることがやはり透明性、公平性を高めていく一つの公共団体としての使命であるというふうに考えているところでございませう。

議長（小暮敏美君） ほかに。

3番納谷議員。

3番（納谷克俊君） 予定価格の件でもう一回お伺ひしたいと思ひますけれども、たしか1工区、先ほど公表されていないというお話だったんですけれども、私の記憶が正しければ、真下・東和JVさんが落札したときは、インターネット上で予定価格が公表されており、その予定価格に対する落札率が九十五、六%だったんじゃないのかなと思ひますけれども、今回は公表できないんでしょうか。

議長（小暮敏美君） 副町長。

副町長（山下精治君） ちょっとあれですけれども、一般的に今までも予定価格は公表していない……。多分。

議長（小暮敏美君） 暫時休憩します。

午前9時50分休憩

午前10時3分再開

議長（小暮敏美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（小暮敏美君） 副町長。

副町長（山下精治君） 大変失礼して申しわけありませんでした。おわび申し上げます。

予定価格につきましては事後公表ということで、事前には一切公表してございませぬ。入札時までには一切公表してございませぬ。入札時に公表してあるのは、設計価格のみであります。そういうことで御理解をいただきたいということでございませう。

そういうことで、事後で公表しておりますので、予定価格を公表させていただいております。

6,120万円で、これは税抜きです、であります。率にいたしますと98.04%になります。ただ、申し上げますけれども、町では予定価格を、設計価格から公表して、予定価格をつくっているわけでありまして、そういう形で大体5ないし6を消費税ぐらいいはカットさせていただいた中で、予定価格を見積もっているわけでありまして、県は設計価格とそれから予定価格については、ほとんど同じでございます。一つの例でございますけれども、設計価格が9億5,800万円、予定価格は9億5,800万円ということで、同じにしております。

本来それが設計した額ですから、それを予定価格と定めるのは、基本的にはそれがいいことなんだろうと思っておりますけれども、町では慣例として、ある程度その歩切りはさせていただいているということですが、これは一切公表してございません。御理解いただきたいと思っております。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑ありませんか。

納谷議員。

3番（納谷克俊君） 3番納谷です。ちょっとたび重なる質問で申しわけないんですけども、歩切りが6.85%あって、その結果、予定価格が6,120万円の落札率が98.04%ということですね。これが95%を超えているからという、県は一般的に談合があったという話をするんですけども、私は別に談合があったとかなかったとかというより、別にあったとは思いませんし、思いたくもないんですよ。98%という数字を見て、皆さんがこれは高過ぎる、高過ぎるというのが私はおかしいと思って、なぜかという、本案件に関しては先ほどもお話ししたとおり、もう先に工法を指定してしまっているんですね。それに対応するサブコンがいて、それに頼むという形になってしまうので、どうしても高コスト体質になってしまうと思うんです。

そういったことから、もう少し工法を見直していただきたいと思うんですが、今の質問はそのことに対してじゃなく、先ほど下水道課長の答弁の中で、工法に関してはその都度設計業者、コンサルと最適な工法、最も安い工法をとってお話だったんですが、だとすれば、もしまた今回この2工区で1工区と同じようなことになってしまったときの、町と請負業者じゃなくて、町とコンサルさん、設計さんの関係はどうなるのでしょうか。

関連になってしまうと怒られてしまうかもしれませんが、第1工区の件でずっと疑問だったのが、真下・東和さんは事前にある程度業者さんの過去の経験からいって、これは危ないんじゃないのという話があったと思うんですよ、担当課なりコンサルさんに。ところが、コンサルがこれと言ったものをそのまま町も進めていくと、コンサルの責任が大きいと思うんですよ。何のためにお金払って設計してもらっているの、調査してもらっているのという話なんで、それも踏まえて、今後この2工区で、もしまた問題が、設計上の問題、見えないところもあるのはわかりますけれども、それでまた同じようなことが起こってしまった場合、設計屋さんに対す

る責任というのはどこまで追及できるのか。またどういう契約がなされているのか。工事屋さんばかり私はこれをかぶってしまうんじゃない、かわいそうだと思うんです。

今回、恐らく1工区で出戻りがあって、薬注するのにかぶっている部分が多々あると思うんですよ。そんなことのないように、やはりその辺をはっきり明確にしておいていただきたいので、設計業者さんと町との関係、設計を発注するとき、もし設計に何らかの落ち度があった場合によって、工事が中断または出戻りがあった場合の、その責任はだれがとるのか。御答弁願います。

議長（小暮敏美君） 副町長。

副町長（山下精治君） 最初に、入札の関係でございますけれども、予定価格をある程度下げているということも、これからの問題でいろいろと検討せざるを得ないのかなと、やはり設計価格というものがあれば、それはある程度基本的にしていかないと難しいのかなというふうに思いますし、そんなことで、町としては最低価格も設けてございません。こういうことを設けることによって、いろいろと疑惑を持たれるわけでありますので、そういうことを一切していないということも、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思うところでございます。

それから、今、工事の関係でございますけれども、我々も設計業者さんに注文をつけたい部分はいろいろあるわけでありますけれども、今までやってきた工区については、多少問題はありました。薬注の問題や何やらあって、それはありましたけれども、ある程度順調に工事は完了させていただいたわけでありますけれども。

今回のところも、中止になっているところでございますけれども、非常にあの部分については担当課のほうもそういうことを想定できない、今まで中仙道をやってきたと同じ状況であるということで、またボーリングをある程度数しても、そういう方向が出てこなかったものから、多分大丈夫であろうということで、開削であるわけではございませんから、全部見るわけにはいきません。そういうことでやってきたんですけれども、非常にあそこのところが、断片的に層があるようでありました。そういうことで非常に苦慮したところでありますけれども、先ほど議員さんが言われたことを十分踏まえて、今後設計業者の選択についても考えていかなければならないのかなというふうに思っているところでございます。

議長（小暮敏美君） 3番納谷議員。

3番（納谷克俊君） 最後にします。先ほど、歩切りの件等、最低価格を設けていないというお話だったんですけれども、やはり設計価格というのは、その工事に対して原価を積み上げていって出ている金額なんで、恐らくそれは同じですね。どこが積算しても同じになると思いますし、また、資材が高騰している、燃料代が高騰している状況を考えると、本当にこれは設計価格、ちゃんと基準があって設計されたものなので、歩切りをする必要があるのかという

のを、常日ごろ疑問に感じているんです。

ただ、歩切りをして安ければいいという問題じゃないというのは、私、話変わってしまうんですけども、給食議会に出させていただいて、あのセンターを見るときに本当に感じました。落札者がいないという状況で、本当にこれいいのというのを強く感じまして、それは給食議会の中でも管理者に質問させていただいたんですが、町の財政状況が厳しい中で、やむを得ず歩切りをして予定価格を抑えているのかもしれませんが。

予定価格を事後公表ということで、一切事前に公表していないよと町は言っているんですけども、町の場合の歩切りは、平成19年度の工事に限って見ると、すべて7%前後なんですよ。これは設計価格を公表した時点で、もう予定価格を教えているに等しいんですよ。上里町の19年度の水道工事、それから土木工事、建築のアスベスト除去もそうなんですけれども、下水道、すべて歩切りは6%から8%の中、平均して7%におさまっています。

ということは、設計価格が示された時点で、予定価格はそれ掛ける93%ということで、業者はみんなわかります。わかりますし、落札率はすべてと言っては大げさですけども、全体の工事の95%は落札率が98%から100%の間です。100%での工事も何本があります。こういう状況を考えると、私はこれ、業者さんに談合しているんじゃないかと言うつもりはないです。談合を疑っているのではなく、予定価格を設定する、歩切りが厳し過ぎるからこそ、100%とか普通あり得ない数字が出てくるんですよ。100%何本かありますよ。ほとんどが98%を超えています。

そういう状況を考えると、今回の2工区の件もそうなんですけれども、歩切りというのはもう一度考え直してもらいたいんですよ。でなければ、やはり設計価格はちゃんとした根拠があって設計価格を出しているんですから、先ほど、県はほとんど設計価格と予定価格は同じとおっしゃっていましたが、そういう状況の中できちんと透明性の高い入札をしていただいて、競争をしていただいて、やった業者も工事をやってそれなりに利益が上がって、それでこそ地域経済の活性化につながると思うんですけども、もう一度ちょっとその歩切りについての考えと、今回のこの工事のやはり6.85%という町の慣例、7%前後の歩切り等の慣例と、予定価格が読まれているんじゃないのかという部分についての質問に対する答弁をお願いしたいんです。

議長（小暮敏美君） 副町長。

副町長（山下精治君） 透明性を確保するということは、行政の透明性確保ですけども、そういう意味で設計価格を公表する、そして業者と町との関係をなくすということで、設計価格の公表というのは、これは一番大事なことだというふうに思います。そういう意味で、設計価格は早くから公表させていただいて、一切行政はそれに対して関与しないということさせ

ていただいているわけです。

それといま一つ、歩切りの関係でございますけれども、歩切りについては一切根拠はございません。そういう意味で、それが正しいかどうかと質問されれば、それは何とも答えようがないというのが実態であります。そういう意味で、この歩切りについてはこれからも見直しをしていかなければならないのかなというふうに思います。特に会計検査なんかになりますと、歩切りの根拠を示せと言われたときに、なかなかそれを示せないということでございますので、それはしていないということでございます。

それからいま一つ、読まれているというお話でございますけれども、これをうんと差をつけたら、これは設計価格を公表した意味はございません。これをやってみたら、もう設計価格は何のために公表したんだということになるわけでありますので、歩切りについてのいい悪いは、ここは見直しをさせていただくということで御理解を賜りたいというふうに思います。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了します。

これより議案第41号 工事請負契約の締結についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第41 町長提出諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第42 町長提出諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第43 町長提出諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第44 町長提出諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第45 町長提出諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（小暮敏美君） 日程第41、町長提出諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件、日程第42、町長提出諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件、日程第43、町長提出諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件、日程第44、町長提出諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求

めることについての件及び日程第45、町長提出諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。なお、諮問第1号から諮問第5号までの説明を求めます。

町長。

町長（関根孝道君） 御提案申し上げました諮問第1号から第5号までの人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、御説明を申し上げます。

人権擁護委員の福田豊作さん、小林要子さん、高橋三子さんの3名の皆さんが、本年6月30日をもちまして任期満了となります。加えて、本町の人権擁護委員定数について、従来5名でありましたけれども、平成20年度から2名が増加となりまして、合計7名となったところでございます。したがって、任期満了による3名と定員増加による2名の合計5名について、人権擁護委員の推薦を行いたく議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員の委嘱については、これまでの5名体制においては、各小学校通学区にそれぞれ1名配置されるよう努めてまいりましたから、これからは7名体制となりますが、引き続きこうした点を十分に配慮をしながら推薦をしたいと考えておるところでございます。

それでは、後任及び新任の委員推薦につきましては、人権擁護委員に推薦する方々について諮問番号順に御紹介をさせていただきたいと思っております。

初めに、堀口正治さんは、大字金久保804番地に在住で、昭和25年4月15日生まれ、現在57歳でございます。堀口さんは自宅での自営業を営むかたわら、野球経験を生かし、賀美地区の野球スポーツ少年団の指導者として、スポーツ振興等少年の健全育成に長い間励んでこられた方でございます。

また、櫻井よし子さんは、大字神保原町1002番地に在住、昭和20年12月12日生まれで、現在62歳であります。櫻井さんは主婦のかたわら、演歌歌手としてのプロデビューされ、歌手活動のほか、集会所や隣保館などの教室で講師を務めるなど、地域活動にも積極的に取り組まれております。

杉山悦子さんは、大字七本木2641番地、昭和21年1月31日生まれで、現在62歳であります。杉山さんは埼玉県教育委員会教員として入庁され、教師と児玉郡市などの小学校に赴任し活躍され、平成18年3月に定年退職をされました。その後も再任用教員として町内の小学校に勤務され、任期満了となりましたが、引き続き理科支援員として活躍をされておられる方でございます。

次に、安藤寛和さんは、大字三町538番地の4に在住、昭和22年8月18日生まれで、現在60歳であります。安藤さんは埼玉県教育委員会教員として入庁され、以降各小学校等を赴任し、現在上里町立神保原小学校長として活躍されておりますが、3月末をもって定年退職を迎えら

れる方でございます。

続きまして、塚本一郎さんは、大字七本木905番地の4に在住、昭和25年3月2日生まれで現在58歳であります。塚本さんは株式会社キヤノン電子に勤務されておりましたが、平成16年に早期退職されまして、現在は家業である農業を営んでおる方でございます。

以上申し上げましたように、人権擁護委員にふさわしい人格や経験などを有する方々でありますので、このたび5名を推薦するに当たりまして、人権擁護員法第6条第3項の規定に基づきまして議会の意見をいただきたく、ここに御提案申し上げた次第でございます。慎重御審議をいただき御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

3番納谷議員。

3番（納谷克俊君） 3番納谷です。人格、識見とも皆さん兼ね備えているということで町長が推薦したということだと思えますけれども、この人選をするに当たっては、町長がみずから皆さんに打診なされたんでしょうか。

議長（小暮敏美君） 町長。

町長（関根孝道君） 私がみずからいたしました。

議長（小暮敏美君） 3番納谷議員。

3番（納谷克俊君） わかりました。そういうことであれば、町長がみずから打診されたということならいいんですけれども、一応確認までと思ったので、もう一度だけ念を押しますけれども、これに関して、全く権限のない民間人等々が内々の話をしているということもないですか、打診に当たって。

議長（小暮敏美君） 町長。

町長（関根孝道君） 私がみずからしましたけれども、特に親しい方に、この方を推薦したいんですけれども、気持ちを聞いていただけますか、そういう確認はさせていただいた経緯はございます。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本件は推薦に同意することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

これより諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本件は推薦に同意することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

これより諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本件は推薦に同意することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

これより諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本件は推薦に同意することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

これより諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本件は推薦に同意することに決定いたしました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査について

議長（小暮敏美君） 次に、議会運営委員長より次期定例会の会期・日程等につき、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査をしたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉 会

議長（小暮敏美君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成20年第2回上里町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時25分閉会